

保険・年金 フォーカス

EIOPA がソルベンシー II の 2020 年レビューに関する意見を EC に提出(8) —助言内容(マクロプルーデンス政策等)—

常務取締役 保険研究部 研究理事
ヘルスケアリサーチセンター長 中村 亮一
TEL: (03)3512-1777 E-mail: nryoichi@nli-research.co.jp

1—はじめに

EIOPA (欧州保険年金監督局) が 2020 年 12 月 17 日に、EC (欧州委員会) にソルベンシー II レビューに関する意見を提出したと公表¹した。このテーマに関しての[最初のレポート](#)では、この EIOPA の意見書の全体概要と、Insurance Europe 及び AMICE の意見表明、さらに保険業界とは異なるスタンスからの批判的な意見を有する欧州議会議員の意見の内容を報告した。また、このシリーズの [2 回目のレポート](#)から、EIOPA の意見書の中の助言内容について報告しており、これまで、「長期保証 (LTG) 措置及び株式リスクに関する措置」、「技術的準備金」、「自己資本」、「SCR (ソルベンシー資本要件)」、「MCR (最低資本要件)」、「報告と開示」、「比例性」及び「グループ監督」について報告してきた。

今回のレポートでは、EIOPA の意見書の中の助言内容のうち、「サービスを提供する自由と設立の自由」及び「マクロプルーデンス政策」について報告する。

2—EIOPA の意見書からの助言—サービスを提供する自由と設立の自由

EIOPA は、国境を越えるビジネスに関連する提案を提供している。

まずは、保険会社の承認プロセス中及び国境を越えた活動に重大な変更があった場合に、監督者間の効率的な情報収集や情報交換をサポートするために、指令の修正を提案している。

さらに、監督者が共通の見解に到達できない国境を越えたビジネスの監督をサポートする協力プラットフォームにおける EIOPA の役割を強化することを勧告している。

加えて、継続的な監督中の母国 NSA と受入国 NSAs 間の協力についても少なくともカバーすべき分野を明確に指令に規定することを勧告している。

また、タイムリーに情報を要求する受入国監督者の明示的な権限についての規定も勧告している。

¹ https://www.eiopa.europa.eu/content/solvency-ii-review-balanced-update-challenging-times_en

10. サービスを提供する自由と設立の自由

10.1. 承認プロセス中の効率的な情報収集

10.1 EIOPA は、現在コラボレーションに関する決定の paragraph 2.5.1 に含まれている要件を、次のように追加することにより、ソルベンシー II 指令の第 18 条の最初の paragraph を修正することを勧告している。

「(i) 拒否又は撤回された別の加盟国又は第三国で保険又は再保険会社又はその他の金融会社又は仲介業者を設立する許可を求める公式又は非公式の要求があったかどうか、及び拒否又は撤回の理由を宣言すること。」

10.2. FoS (サービス提供の自由) 活動に重大な変更があった場合の、本国監督者と受入国監督者間の情報交換

10.2 EIOPA は、次のように新しい paragraph を追加して、ソルベンシー II 指令の第 149 条を修正することを勧告している。

「サービスを提供する自由の下で保険会社が追求する事業に重大な変更があった場合、保険会社は直ちに本国 (home) の加盟国の監督当局に通知するものとする。本国の加盟国の監督当局は、遅滞なく、関係する受入 (host) 加盟国の監督当局に通知するものとする。」

10.3 EIOPA は、文の最後に「及びその地理的焦点」というフレーズを追加して、ソルベンシー II 指令の第 23 条 (1) (a) を修正することを勧告している。

10.3. NSAs が協力プラットフォームで共通の見解に到達できない複雑な国境を越えるケースにおける EIOPA の強化された役割

10.4 EIOPA は、次のように新しい paragraph を追加することにより、ソルベンシー II 指令の新しい第 152b 条を修正することを勧告している。

- 「・関係する監督当局が EIOPA によって設定された期限内にコラボレーションプラットフォームで共通の見解に到達できない場合、EIOPA は、規則 (EU) No 1094/2010 の第 16 条に従って、関係する監督当局に勧告を発行することができる。
- ・関係する監督当局が 2 か月以内にその勧告に従わない場合、関係する他の監督当局の懸念に対処するために講じた措置又は講じる予定の措置を含む理由を記載するものとする。
- ・EIOPA はこれらのステップを評価し、それらが十分かつ適切であるかどうかを判断するものとする。それらが適切であるとみなされない場合、EIOPA はそれらの理由及び提案されたステップとともにその勧告を公表するものとする。」

10.5 さらに、EIOPA は、ソルベンシー II 指令の新しい第 152a 条の第 2 項を次のようにわずかに修正するよう勧告している。

「(2) 本国の加盟国の監督当局は、サービスを提供する自由又は国境を越える影響を与える可能性のある設立の自由に基づいて活動を行う保険又は再保険会社によってもたらされる、悪化する財務状況又は消費者保護リスクを含むその他の新たなリスクを特定する場合、EIOPA 及び関連する受入加盟国の監督当局にも通知するものとする。受入加盟国の監督当局はまた、消費者保護に関して深刻かつ合理的な懸念がある場合、EIOPA 及び関連する本国加盟国の監督当局に通知するもの

とする。監督当局は、問題を EIOPA に照会し、二国間解決策が見つからない場合は支援を要請することができる。」

10.4. 継続的な監督中の本国 NSA と受入国 NSAs 間の協力

10.6 EIOPA は、次のように新しいパラグラフ 7 を追加することにより、ソルベンシー II 指令の第 36 条を修正するよう勧告している。

「7. 設立又はサービス提供の自由の権利に基づく重要な国境を越える保険事業の場合、本国加盟国の監督当局は、受入加盟国の監督当局と積極的に協力して、保険会社に、受入加盟国で直面している、又は直面する可能性のあるリスクの明確な理解があるかどうかを評価するものとする。

この協力は、少なくとも以下の分野をカバーするものとする。

- (a) 国境を越えた市場の特異性、リスク管理ツール、実施されている内部管理、及び国境を越える事業のコンプライアンス手順を理解する本社の経営陣の能力を含むガバナンスシステム
- (b) アウトソーシングの取り決め及び販売流通パートナー
- (c) ビジネス戦略とクレーム処理
- (d) 消費者保護

8. 必要に応じて、本国加盟国の監督当局は、特に国境を越える活動に関する監督審査プロセスの結果について、受入加盟国が既に懸念を表明している場合、受入加盟国の監督当局に適時に通知するものとする。」

10.5. タイムリーに情報を要求する受入国監督者の明示的な権限

10.7 EIOPA は、ソルベンシー II 指令の第 153 条のタイトルとテキストを次のように修正することを勧告している。

第 153 条のタイトルは、「情報要求の時間枠と言語」に置き換えられる。

第 153 条のテキストは、次のように置き換えられる。

「受入加盟国の監督当局は、その加盟国の領土で運営されている保険会社の事業に関して要求する権限を与えられた情報を、合理的な時間枠で、その国の公式言語又は複数の言語で、本国の加盟国の監督当局又は保険会社から提供することを要求する場合がある。監督当局は、適切な適時性を保証するために、情報要求をどのように進めるかについて話し合うものとする。受入加盟国の監督当局が保険会社に直接対処する場合、情報要求について本国加盟国の監督当局に通知するものとする。」

3—EIOPA の意見書からの助言—マクロプルーデンス政策

1 | 全体像

EIOPA は、マクロプルーデンスの視点を、法律の改正を通じて現在の健全なソルベンシー II フレームワークに組み込む必要があると考えている。以前の作業に基づいて、助言は保険のシステミックリスクへの概念的アプローチを開発し、特定されたシステミックリスクの原因に対してソルベンシー II フレームワークの現在の既存のツールを分析し、現在のフレームワークをさらに改善する必要があると結論付けている。

このアプローチは、ソルベンシーⅡ指令に、マクロプルーデンスの目的の定義と、この意見に記載されている追加のツールと措置を含める必要があるとして、これらには、資本、流動性、エクスポージャー、及びプリエンプティブベースのツールと、監督当局が自由に使えるマクロプルーデンス措置の現在のツールキットを拡大する措置で構成されている。なお、提案されたマクロプルーデンスアプローチは、既に特定のマクロプルーデンスに影響を与えている特定の条項、特に長期保証措置及び株式リスクに関する措置に言及している条項も補足している。

また、EIOPA は、特定されたシステミックリスクの全ての原因に対処するのに十分な権限を監督者に提供するために必要と考えられる全てのツールを網羅する包括的なフレームワークを提案している。

11.1 EIOPA は、マクロプルーデンスの視点を、法律の改正を通じて現在の健全なソルベンシーⅡフレームワークに組み込む必要があると考えている。

11.2 現在のマクロプルーデンスアプローチを統合的な一貫した方法で補足するこのアプローチは、ソルベンシーⅡ指令に、マクロプルーデンスの目的の定義と、この意見に記載されている追加のツールと措置を含める必要がある。これらには、資本、流動性、エクスポージャー、及びプリエンプティブベースのツールと、監督当局が自由に使えるマクロプルーデンス措置の現在のツールキットを拡大する措置で構成されている。

11.3 提案されたマクロプルーデンスアプローチは、既に特定のマクロプルーデンスに影響を与えている特定の条項、特に長期保証措置及び株式リスクに関する措置に言及している条項も補足している。

2 | システミックリスクに対する資本サーチャージ

EIOPA は、監督当局は、エンティティ、活動又は行動に基づくシステミックリスクの原因に対処するために資本サーチャージを設定する権限を有するべきであると考えており、監督当局は、特定されたシステミックリスク又はその蓄積を軽減する必要があると判断した場合はいつでも、このツールを利用する裁量権を有するべきである、としている。

なお、適用の一貫した条件を支援し、EU 全体での一貫性のない使用を回避するために、EIOPA は、システミックリスクの資本サーチャージをトリガー、設定、計算、及び削除する決定の手順に関する技術的基準又はガイドラインを作成する必要がある、としている。

また、別の第 2 の柱ツールとして設定する必要があるが、EIOPA は、現在の資本アドオンの有用な補足として、システミックリスクの資本サーチャージを考慮する、としている。

11.1. システミックリスクに対する資本サーチャージ

11.4 EIOPA は、監督当局は、背景分析文書で定義されているように、1つ以上のエンティティ、活動又は行動に基づくシステミックリスクの原因に対処するために資本サーチャージを設定する権限を有するべきであると考えている。

11.5 監督当局は、特定されたシステミックリスク又はその蓄積を軽減する必要があると判断した場合はいつでも、このツールを利用する裁量権を有するべきである。彼らは、サーチャージの論理的根拠を明確に文書化し、それに比例して、サーチャージの適用につながる条件が有効である限り、そ

れを適用する必要がある。監督当局は、このツールの使用を検討する際に、プロシクリカルな影響も考慮に入れる必要がある。

11.6 ただし、適用の一貫した条件を支援し、EU 全体での一貫性のない使用を回避するために、EIOPA は、システミックリスクの資本サーチャージをトリガー、設定、計算、及び削除する決定の手順に関する技術的基準又はガイドラインを作成する必要がある。

11.7 別の第 2 の柱ツールとして設定する必要があるが、EIOPA は、SCR が会社の特定のリスクプロファイルを適切に反映していない場合に適用できる、現在存在するマイクロプルーデンス資本アドオン（ソルベンシー II 指令の第 37 条）の有用な補足として、システミックリスクの資本サーチャージを考慮する。

3 | 保険会社の財務状況を強化するための追加措置

EIOPA は、セクター全体のショックに対処するために保険会社の財務状況を強化するための追加措置を監督当局に付与すべきであるとしている。これらの措置は、株主への配当又はその他の支払いを制限又は一時停止する可能性と、保険会社自身の株式の購入を制限する可能性で構成される。

監督当局は、例外的な状況でこれらのツールを使用する裁量権を有している必要があるが、一貫した適用条件を支援するために、EIOPA は「例外的な状況」の存在をさらに特定するためのガイドラインを発行する必要がある、としている。

11.2. 保険会社の財務状況を強化するための追加措置

11.8 EIOPA は、セクター全体のショックに対処するために保険会社の財務状況を強化するための追加措置を監督当局に付与すべきであるとの見解である。

11.9 これらの措置は、株主への配当又はその他の支払いを制限又は一時停止する可能性と、保険会社自身の株式の購入を制限する可能性で構成されるべきである。

11.10 監督当局は、例外的な状況でこれらのツールを使用する裁量権を有している必要がある。特定の状況に応じて、これらの措置は、市場全体又は潜在的に脆弱なリスクプロファイルを持つ会社に適用できる。後者の場合、決定は、監督プロセスから生じる証拠（例えば、ストレステストの結果、将来を見据えた評価など）によって裏付けられるべきである。申請は、措置を正当化する根本的な理由が存在する限り継続し、定期的に（たとえば、3 か月ごとに）レビューし、措置の動機となった根本的な条件が終了したらすぐに削除する必要がある。

11.11 一貫した適用条件を支援するために、EIOPA は「例外的な状況」の存在をさらに特定するためのガイドラインを発行する必要がある。

4 | 集中臨界値

EIOPA は、特定のエクスポージャーが劇的に増加したり、大幅なレベルに達したりして、これにより、金融安定性の観点から懸念が生じる場合に、市場レベルでの行動のソフト臨界値を定義する権限を監督者に付与する必要があるとしている。また、一貫した適用条件を支援するために、EIOPA は、様々な市場の条件を考慮しながら、EU レベルでソフト臨界値を設定する決定の手順をさらに指定す

るガイドラインを発行する必要がある、としている。

11.3. 集中臨界値

11.12 EIOPA は、特定のエクスポージャーが劇的に増加したり、大幅なレベルに達したりして、これにより、金融安定性の観点から懸念が生じる場合に、市場レベルでの行動のソフト臨界値を定義する権限を監督者に付与する必要があると考えている。

11.13 監督者は、介入するかどうか、及び介入する方法について裁量権を持つ必要がある。高集中自体は、監督者が介入するための前提条件である金融安定性へのリスクを示していないことを強調する必要がある。

11.14 一貫した適用条件を支援するために、EIOPA は、様々な市場の条件を考慮しながら、EU レベルでソフト臨界値を設定する決定の手順をさらに指定するガイドラインを発行する必要がある。

5 | ORSA の使用拡大

EIOPA は、ORSA において、マクロブルーデンスの観点を考慮する必要性を明示的に言及する仕様を含めることを勧告している。また、監督当局は、マクロブルーデンスの観点から ORSA 報告書を検討し、これらの考慮事項を会社のマイクロ経済的監督に含めることも要求されるべき、としている。

11.4. マクロブルーデンスの観点を含めるために、ORSA の使用を拡大する

11.15 EIOPA は、ソルベンシー II 指令の第 45 条（「リスクとソルベンシーの自己評価」）に、マクロブルーデンスの観点を考慮する必要性を明示的に言及する仕様を含めることを勧告している。

11.16 この意見で定義されているように、（再）保険会社がマクロ経済状況、その波及効果、及びシステムミックリスクの原因となる可能性のある市場全体の動向に関する考慮事項についての説明を含める必要性も明確にする必要がある。

11.17 さらに、監督当局は、マクロブルーデンスの観点から ORSA 報告書を検討し、これらの考慮事項を会社のマイクロ経済的監督に含めることも要求されるべきである。

6 | プルーデントパーソン原則の拡張

EIOPA は、会社の投資戦略を決定する際に、会社がマクロ経済及びマクロ健全性の懸念を考慮に入れる必要性を明示的に言及するプルーデントパーソン原則に関して、ソルベンシー II 指令の第 132 条における参照に含めることを勧告している。

11.5. マクロブルーデンスの懸念を考慮に入れるためにプルーデントパーソン原則を拡張する

11.18 EIOPA は、会社の投資戦略を決定する際に、会社がマクロ経済及びマクロ健全性の懸念（信用サイクル及び景気後退に関連するリスクやそれらに関連する可能性のあるシステムミックリスクの潜在的な原因）を考慮に入れる必要性を明示的に言及するプルーデントパーソン原則に関して、ソルベンシー II 指令の第 132 条における参照に含めることを勧告している。

11.19 監督者はまた、プルーデントパーソン原則に準拠しているかどうかの評価において、会社に関連するマクロブルーデンスの懸念を考慮することを要求されるべきである。

7 | システミックリスク管理計画 (SRMP)

EIOPA は、監督当局は、エンティティ、活動、又は行動チャネルを通じてシステミックなリスクを生み出し、及び／又は増幅する可能性が高い会社について、SRMP を起草及び維持することを会社に要求する権限を有するべきであるとしている。なお、適用の一貫した条件を支援するために、EIOPA は、SRMP の対象となる会社の範囲をさらに指定するためのガイドラインを発行する必要がある、としている。

11.6. 先制的な再建と破綻処理の計画

このツールがさらに詳しく説明されている再建と破綻処理に関する第 12 章を参照のこと。

11.7. システミックリスク管理計画 (SRMP)

11.20 EIOPA は、監督当局は、エンティティ、活動、又は行動チャネルを通じてシステミックなリスクを生み出し、及び／又は増幅する可能性が高い会社について、SRMP を起草及び維持することを会社に要求する権限を有するべきであると考えている。

11.21 監督者は、会社の規模、そのグローバルな活動、金融システムとの相互関係、潜在的な代替可能性の懸念、及びエクスポージャーの性質、規模、及び会社の活動の複雑さに基づいて、SRMP を起草する会社を決定する裁量権を有する必要がある。

11.22 適用の一貫した条件を支援するために、EIOPA は、SRMP の対象となる会社の範囲をさらに指定するためのガイドラインを発行する必要がある。

8 | 流動性リスク管理計画

流動性リスクの監視とストレステストにより、監督者は特に脆弱なリスクプロファイルを持つ会社を特定できるはずであり、脆弱性が特定された場合、EIOPA は、監督当局に追加の緩和策のための特定の権限を付与する必要があるとしている。適用の一貫した条件を支援するために、EIOPA は、説明されているように、潜在的な第 2 の柱の流動性リスクフレームワークの運用の詳細をさらに指定するガイドラインを発行する必要がある、としている。

11.8. 流動性リスクの枠組み

11.23 流動性リスクの監視とストレステストにより、監督者は特に脆弱なリスクプロファイルを持つ会社を特定できるはずである。脆弱性が特定された場合、EIOPA は、監督当局に追加の緩和策のための特定の権限を付与する必要があると考えている。

11.24 これらの措置は、保険会社が流動性ポジションを強化するように動機付けする必要がある（例えば、流動性リスクが発生しやすいエクスポージャーの削減を通じて、及び／又は利用可能な流動性を高めるように保険会社に動機付けする）、国の監督者が流動性の存在と リスクの脆弱性と、これらの特定された保険会社に対して提案された対策の効率に関する十分な証拠を持っている場合にのみ設定される。

11.25 適用の一貫した条件を支援するために、EIOPA は、説明されているように、潜在的な第 2 の柱の流動性リスクフレームワークの運用の詳細をさらに指定するガイドラインを発行する必要がある。

11.9. 流動性リスク管理計画

11.26 EIOPA は、ソルベンシー II の第 44 条は、リスク管理ポリシーの一部として流動性リスクの枠組みを整備する必要性についてより明確に言及する必要があると考えている。これにより、会社は、ストレスのある状況下でも、公正な価値を下回る資産の清算を余儀なくされることなく、期限が到来した時に、

財政的義務を解決するために投資を実現できるようになる。11.27 EIOPA は、ソルベンシー II 内の全ての会社は、潜在的な流動性ストレスを特定して対処するための流動性リスク管理計画を起草する必要があると考えている。

11.28 ただし、比例原則に従って、監督者は、エクスポージャーの性質、及び流動性ストレスに対する脆弱性を軽減する事業活動の規模と複雑さに基づいて、特定の会社を免除する可能性を与えられるべきである。

11.29 これらの計画は、ソルベンシー II 指令の第 44 条に沿ったマッチング調整及びボラティリティ調整を使用して、会社の資産及び負債に関連する入出金キャッシュフローを予測する既に必要な計画と組み合わせることができる。

11.30 適用の一貫した条件を支援するために、EIOPA は、会社が流動性リスク管理計画の起草からいつ免除されるかを指定するガイドラインを発行する必要がある。

9 | 償還権の一時凍結

EIOPA は、例外的な状況において、監督当局に保険契約者の償還権を一時的に凍結する権限を付与する必要があるとしている。ただし、この権限は、短期間にものみ、重大な流動性リスクの影響を受ける会社にも適用され、またその行使は、経営陣又は株主への配当、ボーナス、及びその他の変動報酬の分配の禁止に関連しているか、又はその前に行われるべきとしている。なお、適用の一貫した条件を支援するために、EIOPA は「例外的な状況」の存在をさらに指定するためのガイドラインを発行する必要がある。としている。

11.10. 償還権の一時凍結

11.31 EIOPA は、例外的な状況において、監督当局に保険契約者の償還権を一時的に凍結する権限を付与する必要があると考えている。

11.32 権限は、最後の手段として、短期間にものみ、重大な流動性リスク（例：金利の上昇ショック）の影響を受ける会社にも適用する必要がある。

11.33 さらに、この権限の行使は、経営陣又は株主への配当、ボーナス、及びその他の変動報酬の分配の禁止に関連しているか、又はその前に行われるべきである。

11.34 適用の一貫した条件を支援するために、EIOPA は「例外的な状況」の存在をさらに指定するためのガイドラインを発行する必要がある。

11.35 監督当局は、市場全体又は市場の大部分の償還権を一時的に凍結する前に、経済への潜在的な副作用及び国境を越えた性質を含む保険契約者の権利への影響に特別な注意を払う必要がある。

EIOPA は、ツールの正しい適用を保証し、本国と受入国の両方の保険契約者が適切に保護されるこ

とを保証するために、関連する役割を果たす必要がある。

4—まとめ

以上、今回のレポートでは、EIOPA の意見書の中の助言内容のうち、「サービスを提供する自由と設立の自由」及び「マクロプルーデンス政策」について報告してきた。

ESRB（欧州システミックリスク理事会）は、保険セクターのシステミックリスクを管理するためのより優れたツールを監督当局に持たせるよう求めていたのに対して、保険業界は、より大きな管理上及び資本上の負担を恐れて、これらの開発をかわそうとしてきた。ただし、結果として、今回のEIOPA の勧告は、これらの措置をソルベンシーⅡに導入することを提案している。

次回のレポートでは、「再建及び破綻処理」について報告する。

以 上